

福岡県医発第2214号(地)

平成19年 3月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

飯塚市では単独事業の乳幼児拡大分として、現在3歳児につきまして、自己負担額が医療費助成として医療機関へ直接支払われておりますが、平成19年4月1日より4歳児まで年齢拡大される旨、飯塚市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給対象者の4歳児に対しても、同様の取扱いとなります。ただし、乳幼児医療受給対象者の3・4歳児(入院分)、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3・4歳児の初診料・往診料は償還払いと取扱いが異なりますので、十分注意のうえ処理していただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18 飯保健発第220号

平成19年 3月 6日

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊 藤 守 史

乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて (依頼)

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障母医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、飯塚市では単独事業の乳幼児拡大分として現在3歳児について、自己負担額を医療費助成として医療機関へ直接支払っておりますが、平成19年4月1日より4歳児まで年齢拡大いたします。母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給対象者の4歳児に対しても、同様の取扱いを行います。ただし、乳幼児医療受給対象者の3・4歳児(入院分)、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3・4歳児の初診料・往診料は償還払いと取扱いが異なりますので、十分注意のうえ処理していただきますようお願いいたします。

年度末のお忙しい中誠に申し訳ありませんが、貴会会員様に通知していただきますよう、お願いいたします。

※ 別紙、「お知らせ」を添付いたします。



× × 飯塚市からののお知らせ × ×

乳幼児医療の対象年齢が拡大されます

乳幼児医療制度とは・・・乳幼児が健康保険証を使って病院などにかかった時に費用の一部を公費で負担する制度です。

平成19年4月1日より乳幼児医療助成制度の対象年齢が変更になります。

	旧	新
対象年齢	4歳未満のお子様	5歳未満のお子様
入院外	4歳の誕生日の月末まで (1日生まれのお子様は誕生月の前月の月末まで) 医療機関窓口での支払いの必要がありません。	5歳の誕生日の月末まで (1日生まれのお子様は誕生月の前月の月末まで) 医療機関窓口での支払いの必要がありません。
入院	小学校就学前まで	小学校就学前まで

変更対象になる方・・・平成14年4月2日生まれ以降のお子様
(現在乳幼児医療の受給資格のある方)

3月下旬に新しい医療証を発送予定にしていますので、個人での手続きの必要はありません。

- ※ 乳幼児医療受給の3歳児・4歳児のお子様の入院分の初診料・往診料については、払戻しの手続きが必要です。
- ※ 3歳以降に重度心身障がい者医療・母子家庭等医療を受給されている場合は、重度心身障がい者医療・母子家庭等医療制度が優先になります。
(初診料・往診料については、3歳児・4歳児のお子様は申請により市役所にて払戻しします。)

問い合わせ先

本 庁	飯塚市新立岩5-5	健康増進課	医療給付係	0948-22-5500
穂波支所	忠隈523	保健福祉課	保健医療係	0948-22-0380
筑穂支所	長尾1242-1	〃	〃	0948-72-1104
庄内支所	綱分802	〃	〃	0948-82-5204
額田支所	勢田1271-1	〃	〃	09496-2-2211